

設計業務等標準積算基準書(参考資料)平成24年10月以降適用 対照表

項 目	現 行	改 正	備 考
参1-1-1～2 第1編 総則 第1章 総則(参考資料)	<p>第2節 設計等における数値の扱い</p> <p>2－2 端数処理等の方法</p> <p>(6)単価表の合計金額</p> <p>1)設計業務等</p> <p>原則として、端数処理は行わない。</p> <p>2)測量業務及び地質調査業務</p> <p>単位数量当たり単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。</p> <p>(9)業務価格</p> <p>業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<p>第2節 設計等における数値の扱い</p> <p>2－2 端数処理等の方法</p> <p>(6)単価表の合計金額</p> <p>1)設計業務等</p> <p>原則として、端数処理は行わない。割り戻しにより単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>2)測量業務及び地質調査業務</p> <p>単位数量当たり単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。割り戻しにより単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>(9)業務価格</p> <p>業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>	<p>端数処理の改正</p> <p>端数処理の改正</p>